

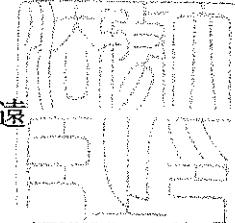
法務省秘企訓第358号

公安調査庁長官

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成19年度において、公安調査庁が、その所掌に係る公共の安全の確保に寄与するための業務の実施に当たり達成すべき目標を、次のように定める。

平成19年3月29日

法務大臣 長勢甚遠



平成19年度において、公安調査庁が、その所掌に係る公共の安全の確保に寄与するための業務の実施に当たり達成すべき目標

基本目標

破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。

達成目標1

国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。

達成目標2

破壊的団体等の調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。

※ オウム真理教の活動状況、危険性の解明の度合い及び地方公共団体からの情報提供要請に対する回答率、並びに破壊的団体等の調査の過程で得られた情報の提供の正確性、適時性及び迅速性を指標とする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。